

.....ILO100号条約について.....

ILO（国際労働機関）とは

国際連合の専門機関の1つです。

現在118ヵ国が加盟しており、政府、労働者、使用者の三者が参加して、働く人の労働条件の向上と生活水準の引き上げを促進するための活動をしています。

ILO 100号条約とは

「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」（1951年採択）のことです。

これは性別による差別なしに仕事に応じて、同じ率の賃金を支払うべきであることを規定したもので、わが国の労働基準法第4条の趣旨はこれに合致しています。

わが国の批准について

わが国は1967年本条約を批准し、12ヵ月後の本年8月24日発効をみました。加盟国118ヵ国のうち58番目の批准国となりました。

このリーフレットの増刷、転載を希望されるむきは、労働省婦人少年局、または各都道府県の婦人少年室にご連絡ください。

男女同一労働 同一賃金をすすめよう

～ILO 100号条約の発効を機に～



1968・9

労働省婦人少年局

男女同一労働同一賃金をすすめよう

男女同一労働同一賃金に関する条約(ILO 100号条約)が発効になりました。

批准国としてわが国は

政府をはじめ労使、社会一般が、男女の性による賃金の差別をなくすために、いっそうの努力をする必要があります。

また

婦人労働者の果す役わりは

経済、社会の進展に伴ってますます増大しています。

婦人労働者は、質の高い責任をもった労働力として、能力が期待されています。

その意味からも

婦人労働の正当な位置づけを図ることがいそがれるのです。

男女同一労働同一賃金を実質的にすすめるため 婦人労働の質をたかめよう

婦人労働者は

職業意識、職業能力の向上につとめる。

- 今日の社会はめざましく進歩、発展を続けています。

職業人として知識や技術をたえず向上させていくことが大切です。

- 婦人の生涯の中で職業に従事する期間が次第に長くなっています。

意義のある職業生活をもつようにすることが、婦人の充実した人生のために大切です。

——職場の中でこんなことに気をつけましょう。

- 仕事に対し積極的にとりくみ責任をもって遂行する。
- 教育訓練の機会にはすすんで参加する。
- 仕事の転換にもいやがらず、また責任あるポストにもためらわずにつく。
-など

男女同一労働同一賃金とは

男女の性別にかかわらず、している仕事の質と量に対して同等に賃金を支払うことです。

現在の日本の賃金は、必ずしも仕事の質と量のみによって決められておらず、学歴や年令、勤続年数などによってきめているところが多くありますが、この場合このひとつひとつについて、女だからということで差別的なとりあつかいをしないことです。

使用者は

婦人を取りまく職場の制度、慣行をみなおす。

- 婦人労働者は、産業をささえる重要な役わりをもつようになってきています。

その能力を有効に発揮させるには、合理的な労務管理体制を計画的にすすめることが大切です。

——新しい視点にたってこんなことに配慮しましょう。

- 個々人の能力に応じた仕事につける。
- 教育訓練の機会を与える。
- 昇進、昇格を計画的に考える。
- 結婚退職制、若年定年制など、婦人を不当に差別し、労働意欲の低下をまねくような制度を改める。
-など